

相模原市雇用対策協定

相模原市（以下「市」という。）及び神奈川労働局（以下「労働局」という。）は、相模原市における雇用施策を連携して効果的に推進するため、以下のとおり「相模原市雇用対策協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第31条及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第13条の2第1項に基づく協定であり、市と労働局との緊密な連携と協働により、地域における雇用施策の着実な推進に両者が連携して取り組むことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、市と労働局は、この協定に係る施策の実施に関し相互に要請することができ、当該要請について誠実に対応するものとする。

（取組内容）

第2条 市及び労働局は、次に掲げる事業等を連携して積極的に展開するものとする。

- （1）支援を必要とする市民の就労支援に関する事業
- （2）地域の産業を担う人材の確保及び育成に関する事業
- （3）若年者のキャリア教育に関する事業
- （4）働き方改革の推進に関する事業
- （5）雇用関係情報等の共有
- （6）その他地域における雇用対策の推進に必要なこと

2 市と労働局は、前項の取組を具体的に示す事業計画を毎年度策定し、効果的かつ効率的な雇用対策を行うものとする。

（運営協議会）

第3条 市及び労働局は、この協定に基づく事業の円滑な運営に資するため、運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の定めについて変更する必要がある場合は、市及び労働局は協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、相模原市長及び神奈川労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年6月17日

相模原市長

本村賢太郎

神奈川労働局長

児島野 文男